

※「建設業等から排出される産業廃棄物の適正処理及び再資源化に関する研修会」に出席した排出事業者へ配布した資料4より抜粋(10/29 那智勝浦会場、10/31 田辺会場、11/5 和歌山会場)

排出事業者へのお知らせ

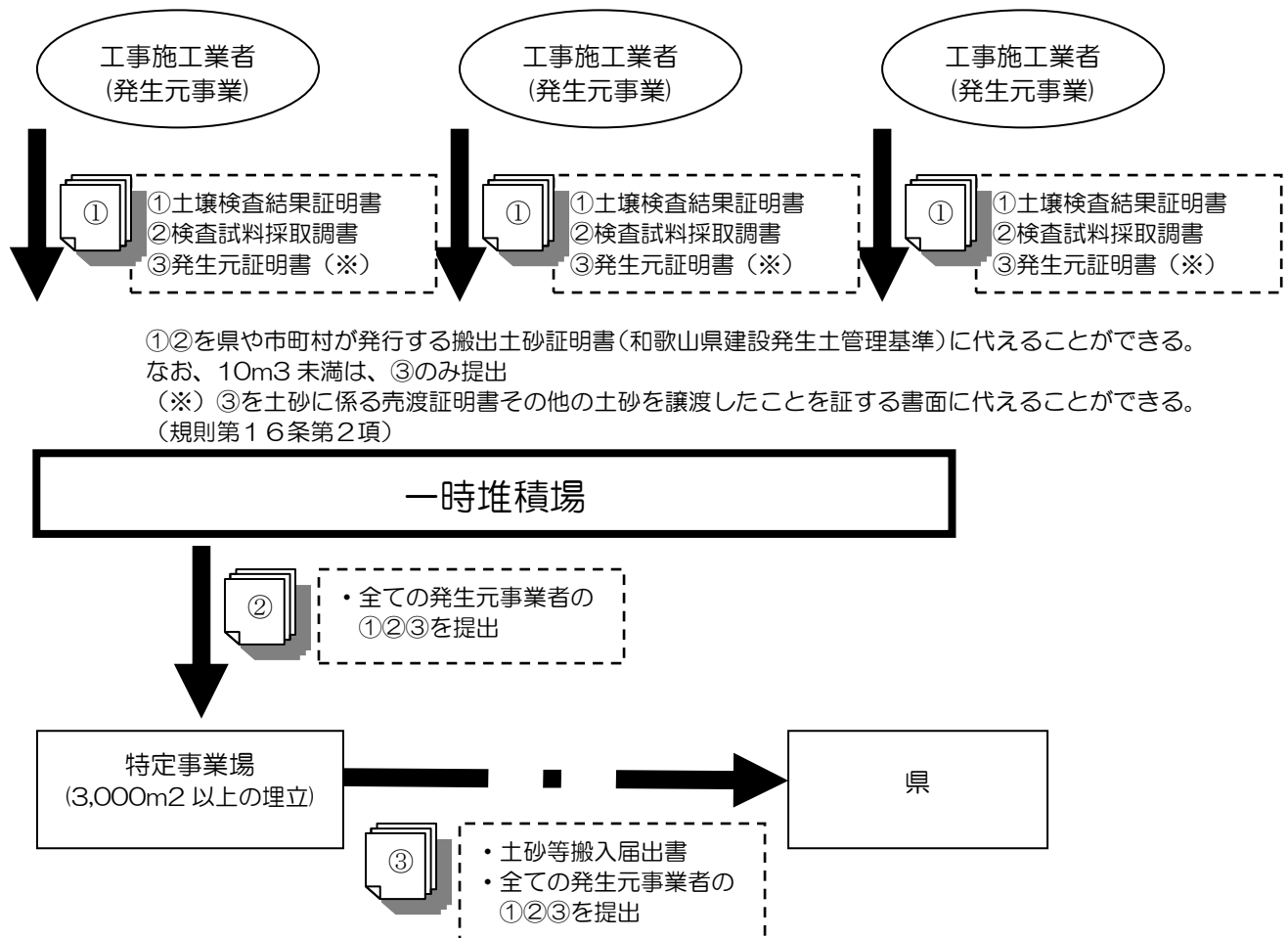
H25.10 和歌山県廃棄物指導室

特定事業場に搬出する土砂の土壌検査について（一時堆積場経由）

排出事業者が特定事業場に搬出する土砂は、土砂条例第26条の規程により採取場所ごとに土壌検査をする必要があります。よって排出事業者が一時堆積場に搬出する土砂であっても、特定事業場に直接搬出する場合と同様に、採取場所ごとに土壌検査をする必要があります。ただし、10m³未満の場合は土壌検査を省略できます。

平成26年4月1日以降に一時堆積場から特定事業場に搬出する土砂から適用されますのでご留意願います。

- ◆ 平成26年4月1日以降に特定事業場に搬出する土砂の流れ
(経過措置の期間は平成26年3月31日まで)



※「特定事業場」とは、外部からの土砂で3,000m²以上の埋立てを行う区域